

旅客連絡運輸規則（昭和 62 年 4 月西日本旅客鉄道株式会社公告第 17 号）の一部を次のように改正し、2025 年 3 月 15 日から施行します。ただし、第 89 条の改正規定は 2024 年 10 月 1 日から適用します。

2025 年 1 月 31 日

現行	改正
(前略) (乗車券の有効期間) 第 75 条 乗車券の有効期間は、別に定める場合を除いて、次の各号による。 (1) 普通乗車券 イ 片道乗車券 (イ) 一般の場合 (中略) (ロ) 東京、大阪、福岡、新潟又は仙台付近旅客会社線大都市近郊区間と、この区間に接続する連絡会社線との場合 東京、大阪、福岡、新潟又は仙台付近旅客会社線大都市近郊区間と、この区間に接続する次に掲げる連絡会社線との相互間に発着する場合の有効期間は、(イ)の規定にかかわらず、1 日とする。 a 東京付近東日本旅客鉄道株式会社線大都市近郊区間に接続する連絡会社線 秩父鉄道株式会社線 わたらせ渓谷鐵道株式会社線 ひたちなか海浜鐵道株式会社線 関東鐵道株式会社線 真岡鐵道株式会社線 銚子電氣鐵道株式会社線 鹿島臨海鐵道株式会社線 小湊鐵道株式会社線 東葉高速鐵道株式会社線 新京成電鉄株式会社線 東武鐵道株式会社線 京成電鉄株式会社線 西武鐵道株式会社線 東京地下鉄株式会社線 東京臨海高速鐵道株式会社線 東京モノレール株式会社線 小田急電鉄株式会社線 京王電鉄株式会社線 東急電鉄株式会社線	(前略) (乗車券の有効期間) 第 75 条 乗車券の有効期間は、別に定める場合を除いて、次の各号による。 (1) 普通乗車券 イ 片道乗車券 (イ) 一般の場合 (中略) (ロ) 東京、大阪、福岡、新潟又は仙台付近旅客会社線大都市近郊区間と、この区間に接続する連絡会社線との場合 東京、大阪、福岡、新潟又は仙台付近旅客会社線大都市近郊区間と、この区間に接続する次に掲げる連絡会社線との相互間に発着する場合の有効期間は、(イ)の規定にかかわらず、1 日とする。 a 東京付近東日本旅客鉄道株式会社線大都市近郊区間に接続する連絡会社線 秩父鐵道株式会社線 わたらせ渓谷鐵道株式会社線 ひたちなか海浜鐵道株式会社線 関東鐵道株式会社線 真岡鐵道株式会社線 銚子電氣鐵道株式会社線 鹿島臨海鐵道株式会社線 小湊鐵道株式会社線 東葉高速鐵道株式会社線 新京成電鉄株式会社線 東武鐵道株式会社線 京成電鉄株式会社線 西武鐵道株式会社線 東京地下鉄株式会社線 東京臨海高速鐵道株式会社線 東京モノレール株式会社線 小田急電鉄株式会社線 京王電鉄株式会社線 東急電鉄株式会社線

京浜急行電鉄株式会社線 相模鉄道株式会社線 株式会社小田急箱根線 伊豆急行株式会社線 富士山麓電気鉄道株式会社線 アルピコ交通株式会社線 伊豆箱根鉄道株式会社線 (中略) (乗車変更の取扱範囲) 第 89 条 乗車変更の取扱いは、その変更の開始される駅の属する券片に限って取り扱う。ただし、<u>次条</u>に規定する乗車券類変更については、変更開始駅は、制限しない。 (以下略)	京浜急行電鉄株式会社線 相模鉄道株式会社線 株式会社小田急箱根線 伊豆急行株式会社線 富士山麓電気鉄道株式会社線 アルピコ交通株式会社線 <u>しなの鉄道株式会社線</u> 伊豆箱根鉄道株式会社線 (中略) (乗車変更の取扱範囲) 第 89 条 乗車変更の取扱いは、その変更の開始される駅の属する券片に限って取り扱う。ただし、<u>第90条</u>に規定する乗車券類変更については、変更開始駅は、制限しない。 (以下略)
---	--